

令和2年3月26日

一般社団法人 神奈川県建築士会
県央支部 御中

厚木市長 小林 常良
(公 印 省 略)

厚木市建築基準条例の一部改正について（お知らせ）

春暖の候、ますます御清祥のほどお喜び申し上げます。

また、日頃から、本市の建築行政に多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、特殊建築物の耐火規制において小規模な建築物が適用除外とされたことに伴い、厚木市建築基準条例で同様の規制をしているものについて除外規定を追加するため、本条例の一部改正を行い、公布の日である令和2年3月19日から施行いたしました。

また、建築基準法施行令（以下「政令」という。）の一部改正により政令第112条第3項が追加されたことに伴う政令の項ずれについて整理を行い、令和2年4月1日から施行することとなりました。

つきましては、貴団体の会員の皆様方に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

担当 まちづくり計画部建築指導課
梅津

電話 046 (225) 2432 (直通)

厚木市建築基準条例を改正しました

令和2年3月19日公布

1 改正理由

厚木市建築基準条例（以下「条例」という。）は、建築基準法の規定に基づき、建築物の構造等に関して必要な制限の附加等を定めています。

建築基準法（以下「法」という。）及び同施行令（以下「政令」という。）改正の対応のため、条例の一部改正を行いました。

2 改正内容

（1）長屋の構造等（条例第28条第1項）

法第27条（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）の改正により、共同住宅等の特殊建築物のうち、階数が3で延べ面積が200㎡未満のものが耐火建築物等とする対象から除外されたことに伴い、条例で同様の規制をしている長屋に対しても、法と同様に除外規定を追加する。

（2）主階が避難階以外の階にある興行場等（条例第50条第4項）

法第27条（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）の改正により、避難階以外の階に主階がある劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもののうち、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満のものが耐火建築物等とする対象から除外されたことに伴い、条例で同様の規制をしている公会堂又は集会場に対しても、法と同様に除外規定を追加する。

また、法改正により新たに規定された耐火性能等を有する建築物についても認める。

（3）大規模店舗の屋外への出口（条例第36条第1項第2号、第2項）

政令第112条第3項が追加されたことに伴い、条例第36条第1項第2号中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改め、同条第2項中「第112条第19項及び第20項」を「第112条第20項及び第21項」に改める。

（4）構造（条例第54条第3項第1号、第4項）

政令第112条第3項が追加されたことに伴い、条例第54条第3項第1号中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改め、同条第4項中「第112条第19項及び第20項」を「第112条第20項及び第21項」に改める。

3 施行日

公布の日（ただし、上記2（3）（4）の改正規定は令和2年4月1日）

新旧対照表

新	旧
(長屋の構造等) 第28条 3階を長屋の用途に供する建築物(階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のものであって、政令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものを除く。)は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物(防火地域以外の区域内にあるものであって、次に掲げる基準(準防火地域以外の区域内にあるものにあつては第1号及び第2号に掲げる基準)に適合するものに限る。)とし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物にあつては、準耐火建築物又は防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第4第1号イに掲げる構造方法を用いる建築物とすることができる。 (1)～(3) 略 2～4 略 (大規模店舗の屋外への出口) 第36条 大規模店舗の避難階には、避難階段又は特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る通路部分とその他の部分とを準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備(政令第112条第19項第2号の規定に適合する防火設備に限る。以下同じ。)で区画した場合 2 前項第2号の規定により準耐火構造の壁で区画する場合は、政令第112条第20項及び第21項の規定を準用する。 (主階が避難階以外の階にある興行場等) 第50条 略 2及び3 略 4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)は、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適	(長屋の構造等) 第28条 3階を長屋の用途に供する建築物は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物(防火地域以外の区域内にあるものであって、次に掲げる基準(準防火地域以外の区域内にあるものにあつては第1号及び第2号に掲げる基準)に適合するものに限る。)とし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物にあつては、準耐火建築物又は防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第4第1号イに掲げる構造方法を用いる建築物とすることができる。 (1)～(3) 略 2～4 略 (大規模店舗の屋外への出口) 第36条 大規模店舗の避難階には、避難階段又は特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る通路部分とその他の部分とを準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備(政令第112条第18項第2号の規定に適合する防火設備に限る。以下同じ。)で区画した場合 2 前項第2号の規定により準耐火構造の壁で区画する場合は、政令第112条第19項及び第20項の規定を準用する。 (主階が避難階以外の階にある興行場等) 第50条 略 2及び3 略 4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。

合する特殊建築物(政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。

(構造)

第54条 略

2 略

- 3 前項の規定は、自動車車庫又は自動車修理工場の自動車を収容する部分の階数が1であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

(1) 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル未満で、その部分の主要構造部(直上階の床を含む。)を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その部分とその他の部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(政令第112条第19項第2号の規定に適合する特定防火設備に限る。以下この節において同じ。)で区画した場合

(2) 略

- 4 前項第1号の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項第2号に規定する耐火構造の床若しくは壁で区画する場合は、政令第112条第20項及び第21項の規定を準用する。

(構造)

第54条 略

2 略

- 3 前項の規定は、自動車車庫又は自動車修理工場の自動車を収容する部分の階数が1であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

(1) 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル未満で、その部分の主要構造部(直上階の床を含む。)を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その部分とその他の部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(政令第112条第18項第2号の規定に適合する特定防火設備に限る。以下この節において同じ。)で区画した場合

(2) 略

- 4 前項第1号の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項第2号に規定する耐火構造の床若しくは壁で区画する場合は、政令第112条第19項及び第20項の規定を準用する。